

# 令和4年10月支給分から児童手当制度の一部が大きく変わります！

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

## 変更1. 所得額により特例給付が支給されない方が発生します！

⇒特例給付の支給に所得上限額が新たに設けられます。

## 変更2. 毎年6月に提出していた現況届が一部の方を除き不要になります！

※提出が必要な一部の受給者については、裏面【変更2】アをご確認ください。

### ○上記変更事項の詳細について

**【変更1】** これまでの所得制限限度額に加え、新たに、所得上限限度額が設けられ、**支給されない方が発生**します

- (A) 児童を養育している方（生計維持者）の所得※1が、下記表の①（所得制限限度額）の所得額未済の場合、児童手当を支給します。
- (B) 児童を養育している方（生計維持者）の所得が、下記表の①以上②（所得上限限度額）未済の場合、特例給付（児童1人当たり月額5,000円）を支給します。
- (C) 児童を養育している受給者（生計維持者）の所得が、下記表の②の所得額以上の場合、令和4年10月支給分から**児童手当も特例給付も支給されません。**※2

※1 認定審査には、所得税法上の所得額を用います。（収入額ではありません。）

※2 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、審査をするために**改めて認定請求書の提出が必要となります**ので、ご注意ください。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	審査の基準となる所得額(万円)	収入額の目安(万円)	審査の基準となる所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※児童手当、特例給付の認定審査には、所得額を用います。収入額ではありません。なお「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認しますのでご注意ください。

※所得額を確認されたい場合は、源泉徴収票や確定申告書の控え等をご確認ください。

**裏面に続きます。  
必ずご確認ください！**

## 【変更2】 現況届（毎年6月提出）の省略について

ア 大東市では、令和4年度の現況届から受給者の現況を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む）により確認することで、現況届の提出を不要とします。

**※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ① 配偶者（DV加害者）からの暴力等により、住民票の住所地が大東市と異なるDV避難者の方
- ② 離婚協議中で配偶者と別居されている受給者
- ③ 里親・施設等の受給者の方
- ④ その他、大東市から提出の案内があった方

イ **以下の変更事由があった受給者は、大東市子ども室に必ず届け出てください。**

- ① 児童を養育しなくなった（離婚に伴う別居、児童福祉施設や少年院への入所等）ことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者やその配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者やその配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 婚姻等により一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または離婚や死別等により児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき  
（例：厚生年金⇔国民年金，受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 受給者が拘禁されたとき
- ⑦ 受給者が死亡されたとき

**～児童手当・特例給付をスムーズに支給するために～**

児童手当および特例給付の審査に必要な所得情報を公募等で確認するためには、所得情報を事前に届け出ていただく必要があります。お勤め先等で年末調整をされていない場合、年末調整後に申告が必要な場合は、お早めに確定申告により所得情報を届け出てください。



お問い合わせは

大東市役所 「児童手当担当」窓口  
電話：072（870）9655